

アメリカの高齢者虐待防止に関する法律 —2009年高齢者公正法、高齢者虐待防止及び訴追法—

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子

目 次

はじめに

I 2009年高齢者公正法の制定

- 1 2009年高齢者公正法制定の経緯
- 2 2009年高齢者公正法の概要

II 高齢者虐待防止及び訴追法の制定

- 1 高齢者虐待防止及び訴追法提案の背景
- 2 高齢者虐待防止及び訴追法の概要

おわりに

翻訳：高齢者虐待防止及び訴追法

要 旨

アメリカでは、1970年代半ばに、家庭内又は長期ケア施設などで、高齢者に対する身体的、心理的な虐待、放置及び経済的な搾取が社会問題となった。連邦議会の専門委員会において継続して調査がなされ、高齢者虐待に対する単独立法化を目指してきたが、2010年ようやく「2009年高齢者公正法」が制定された。その後、高齢者に対する搾取、詐欺などの経済的な被害の拡大が問題となったが、全米で実態を把握する規定がなく、また刑事司法面で法執行官に対する訓練の機会がないことなどが指摘された。それらに対処するために2017年に「高齢者虐待防止及び訴追法」が成立した。本稿では、「2009年高齢者公正法」及び「高齢者虐待防止及び訴追法」の成立経緯及び概要を紹介し、併せて「高齢者虐待防止及び訴追法」を訳出する。

はじめに

アメリカでは1960年代に児童虐待が、1970年代に主に配偶者に対する家庭内暴力が社会問題となり、1974年には児童虐待⁽¹⁾について、1984年には家庭内暴力⁽²⁾について、それぞれの問題に対処する法律が制定されている⁽³⁾。

高齢者に対する虐待（以下「高齢者虐待」⁽⁴⁾）は1970年代から社会問題となり、連邦議会においても継続して公聴会が開催され、2010年3月に、高齢者虐待に対し「これまでにない革新的なプログラムを含む」⁽⁵⁾法律として「2009年高齢者公正法」⁽⁶⁾が制定された。この法律では、主に保健福祉省（Department of Health and Human Services）に関連する規定が定められており、刑事司法分野における規定が不足していると指摘されていた。この指摘を受けて、第114議会期（2015-16年）から法案が提出されていたが、2017年10月に、刑事司法分野における規定及び高齢者を標的とした電話勧誘詐欺等への罰則の強化を盛り込んだ「高齢者虐待防止及び訴追法」⁽⁷⁾が制定された。

本稿では、これらの法律の制定に係る経緯及び概要を紹介し、併せて「高齢者虐待防止及び

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月13日である。

(1) Child Abuse Prevention and Treatment Act, Pub. L. No. 93-247, 88 Stat. 4-8 (1974).

(2) Family Violence Prevention and Services Act, Pub. L. No. 98-457, 98 Stat. 1757-1764 (1984).

(3) 多々良紀夫「高齢者の虐待について—アメリカと日本の取り組みの現状—」『老年社会科学』25巻3号, 2003, p.340.

(4) 連邦法においては、7ページで紹介するように、2017年の「高齢者虐待防止及び訴追法」で初めて、「高齢者虐待」を、「高齢者に対する虐待、放置及び搾取を含む」と定義しており、それ以前は、このように総称する用語がなく、「高齢者に対する虐待、放置及び搾取」という表現を用いていた。本稿では、同法以前の法律の規定を紹介する際も、高齢者虐待を「高齢者に対する虐待、放置及び搾取」として用いる。なお、高齢者とは同法では60歳以上の者をいう。

(5) 多々良紀夫「アメリカにおける高齢者虐待防止の取り組み—高齢者公正法（EJA）の成立と今後の課題—」『高齢者虐待防止研究』7(1), 2011, p.28.

(6) Elder Justice Act of 2009, Pub. L. No. 111-148, 124 Stat. 782-804 (2010). Justice の訳語は通常、司法と訳されることが多いが、Elder Justice は、高齢者を虐待、詐欺等から守る取組であるとされることがから、「高齢者公正」の用語を用いた。“Elder Justice Initiative.” Department of Justice website. <<https://www.justice.gov/elderjustice>>

(7) Elder Abuse Prevention and Prosecution Act, Pub. L. No. 115-70, 131 Stat. 1208-1217 (2017).

訴追法」の全文を訳出する。

I 2009年高齢者公正法の制定

1 2009年高齢者公正法制定の経緯

(1) 連邦議会による高齢者虐待問題に対する調査

高齢者虐待は1970年代には、「おばあちゃんたたき」(granny battering)、「たたかれる高齢者症候群」(battered elder syndrome)などと呼ばれていた。1978年に、連邦議会において初めて高齢者虐待が言及され、以降、連邦議会下院の高齢化問題特別委員会(House Select Committee on Aging)が、高齢者虐待についての公聴会を継続して開催し、1981年には、連邦議会として初めて、高齢者虐待の実態に関する調査報告書⁽⁸⁾を発表した⁽⁹⁾。

この報告書は、同委員会に寄せられた虐待の実例の集約、専門家への意見聴取、各州の社会サービス部門へのアンケート調査などを基にまとめられた。高齢者虐待の定義は州により異なるが、要約すれば、家族又は介護者による暴力、放置、性的虐待、経済的虐待及び心理的虐待である。報告書は多数の事例を掲載し、高齢者虐待は予想よりも多く発生しており、特定の地域のみに見られる問題ではなく全米の問題であるとしている。また、各州には高齢者虐待の実態を統計データとして把握するメカニズムがなく、紹介された事例は氷山の一角であるということが繰り返し述べられている。報告書は、連邦機関が各州の高齢者虐待防止の活動を支援できるように連邦法の制定が必要であると結論付けている。

同委員会は、1990年代初めに解散するまで、高齢者虐待の問題に関する調査を実施し、上院においても上院高齢化問題特別委員会(Senate Special Committee on Aging)⁽¹⁰⁾が同様の調査を行っていた。この期間、これらの委員会は、児童虐待と同様に高齢者虐待に関する単独立法化を目指していたが、実現させることはできなかった。そこで、既存の高齢者関連法の一つである、1965年制定の「高齢アメリカ人法」⁽¹¹⁾を改正して、段階的に高齢者虐待対策を組み込む手法を取り、1992年の「1992年改正高齢アメリカ人法」⁽¹²⁾において、第7編「脆弱な高齢者の権利保護活動」(Vulnerable Elder Rights Protection Activities)を新設して、「高齢者虐待、放置、搾取防止プログラム」が規定された⁽¹³⁾。

(8) U.S. House Select Committee on Aging, *Elder Abuse: an Examination of a Hidden Problem*. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1981. Digital Commons website <<https://digitalcommons.usu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1137&context=govdocs>>

(9) 以下、この節における2009年高齢者公正法制定までの連邦議会における関連法制定経緯については、次の文献を参考にした。多々良 前掲注(3), pp.339-340; 前田美也子「アメリカにおける高齢者虐待防止制度—その二重構造と課題—」『社会保障法』18号, 2003, pp.51-56; Kirsten J. Colello, “The Elder Justice Act: Background and Issued for Congress,” *CRS Report*, R43707, 2017.1.24, pp.1-3. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43707.pdf>>

(10) 上院高齢化問題特別委員会は、1961年に設立され、1977年に常任委員会となったため、現在も活動を続けている。U.S. Senate Special Committee on Aging “History.” U.S. Senate Special Committee on Aging website <<https://www.aging.senate.gov/about/history>>

(11) Older Americans Act of 1965, Pub. L. No. 89-73, 79 Stat. 218-226 (1965). 同法は、60歳以上の全てのアメリカ市民に対する福祉サービスの拡充を目的とする。保健福祉省内に高齢化対策局(Administration on Aging)を設置し、連邦政府が助成する州・地域の高齢者福祉サービスを規定するもので、本稿で紹介する以外にも数度の改正を経ている。

(12) Older Americans Act Amendments of 1992, Pub. L. No. 102-375, 106 Stat. 1195-1310 (1992).

(13) 高齢アメリカ人法の改正による高齢者虐待への対応は次のように拡大していった。①1984年の改正で、州及び地域プログラムの一部として虐待対策が組み込まれた。②1987年の改正で、高齢者虐待に特化した初めての連邦プログラムが認可された。③1991年の改正により、高齢者虐待連邦プログラムの予算を確保した。④1992年の改正でようやく高齢者虐待に対するプログラムが独立した章として規定された。(前田 前掲注(9), pp.54-55.)

(2) 2009 年高齢者公正法の制定の経緯

1992 年の高齢アメリカ人法の改正後も、高齢者虐待に対する包括的な法律制定が試みられてきた。第 107 議会期（2001-02 年）において提出された「高齢者公正法案」（Elder Justice Act, S.2933）を始めとして、繰り返し法案が提出されてきたが成立には至らず、第 111 議会期（2009-10 年）において、医療制度改革（いわゆるオバマケア）を規定する「患者保護及び購入可能な医療の提供に関する法律」⁽¹⁴⁾に組み込む形で、ようやく「2009 年高齢者公正法」（以下「EJA 法」）が成立した。

高齢者虐待に対しては、①公衆衛生分野（public health）、②社会サービス分野（social service）及び③刑事司法分野（criminal justice）での多面的な対策が必要であるとされている⁽¹⁵⁾。成立しなかった法案には、それら 3 分野の規定が含まれていたが、EJA 法は、保健福祉省が関わる①及び②分野の規定が主であり、③刑事司法分野における規定は不足していた。

2 2009 年高齢者公正法の概要

EJA 法は、全 3 か条から成り、合衆国法典第 42 編（公衆衛生及び福祉）第 7 章（社会保障）第 20 節（社会サービスのための包括的助成金及びプログラム）に全 13 か条からなる「高齢者公正」の款を新設する。主に保健福祉省における高齢者虐待対策組織の設置と、各種の助成金プログラムを規定する⁽¹⁶⁾。

(1) 保健福祉省における高齢者虐待対策組織の設置

保健福祉省内に、高齢者公正調整委員会（Elder Justice Coordinating Council: EJCC）及び高齢者虐待諮問会議（Advisory Board on Elder Abuse, Neglect, and Exploitation）を組織する。

EJCC は、保健福祉長官を議長とし、司法長官及びその他の連邦の省、機関の長（又は代理）から成る。主な任務は、高齢者虐待に関する連邦機関及び他の機関（州、地方及び民間機関）に対して提言を行い、また、それらの期間の活動状況をまとめた報告書を隔年で連邦議会に提出する⁽¹⁷⁾ことである。EJCC の設置は、連邦議会が高齢者虐待対応を連邦行政の最高レベルに位置付けたことを意味し、画期的なものとされる。

一方、高齢者虐待諮問会議は、保健福祉長官の任命による 27 名の高齢者虐待に関する様々な分野の専門家から成り、主な任務は、EJCC 及び連邦議会に対して、高齢者虐待に関する政策について、中長期の方針の提言をすることである。

(2) 助成金プログラム

(i) 高齢者虐待法医学センターの設立及び運営に対する助成

保健福祉長官は、司法長官と協議して、高齢者虐待法医学センター（Elder Abuse, Neglect, and Exploitation Forensic Centers）設立及び運営のための助成金プログラムを設ける。法医学センターは、医療、社会サービス、司法の 3 分野の専門家によるチーム（Multi-Disciplinary Team: MDT）が高齢者虐待への総合的な対応を行うもので、2003 年にカリフォルニア州に最初のセン

(14) Patient Protection and Affordable Care Act, Pub. L. No. 111-148, 124 Stat. 119-1024 (2010). EJA 法は、この法律の Title IV, Subtitle H で規定されている。

(15) Colello, *op.cit.*(9), pp.2-3.

(16) この節における EJA 法の規定については、主に次の文献に依った。多々良 前掲注(5), pp.24-29; Colello, *op.cit.*(9), pp.4-11.

(17) 高齢者公正調整委員会の活動状況及び報告書は、以下のサイトで公開されている。“Elder Justice Coordinating Council.” Administration for Community Living website <<https://www.acl.gov/programs/elder-justice/elder-justice-coordinating-council-ejcc>>

ターが設立されている⁽¹⁸⁾。法律では、各地に10のセンターを設立することを規定している。

(ii) 特定の高齢者虐待防止プログラムに対する助成

EJA 法制定前にも、各州において高齢者虐待に対するプログラムとして、成人保護サービス (Adult Protective Service: APS)、長期ケアオンブズマンプログラム支援資金 (Long-Term Care Ombudsman Program Grants and Training) などが実施されていた。EJA 法では、それらの既存のプログラムに用途を限って使用できる助成金プログラムが規定された。

APS は、各州で実施されている成人障害者及び高齢者への虐待を通報し保護するシステムである⁽¹⁹⁾。「1974年改正社会サービス法」⁽²⁰⁾において、虐待を受けている子ども及び成人を保護するプログラムへの助成金支給が規定されたため、1970年代半ばから各州で APS を規定する州法が制定され、APS が提供されてきた。

長期ケアオンブズマンプログラム支援資金は、全国の長期ケア施設の入所者に対する虐待への予防と被害者支援を目的とした助成金プログラムで、1992年改正高齢アメリカ人法により規定されたものである。

II 高齢者虐待防止及び訴追法の制定

1 高齢者虐待防止及び訴追法提案の背景

(1) 高齢者公正調整委員会の提言

EJA 法の制定後、EJCC は定期的に会議を開催し、隔年で連邦議会に対し報告書を提出している。2013年の会議において、高齢者虐待に対する連邦機関の関与を更に高めるための8項目の提言⁽²¹⁾がまとめられた。刑事司法面での適切な訓練の必要性、連邦諸機関の連携強化、情報収集の必要性が挙げられている。

表 高齢者公正調整委員会 (EJCC) による8項目の提言 (2013年)

高齢者虐待への対応力を高める方策	
1	高齢者虐待事件の捜査及び起訴を支援するために、適切な訓練及び資源を提供する。
2	高齢者虐待の識別を向上させ、被害者への支援を強化する。
3	標準的な情報収集、サービス基準及びベストプラクティスを設定して、全国で、成人保護サービス (APS) を向上させる。
4	高齢者虐待及び搾取に対する連邦諸機関の連携を強化する研究課題を設定する。
高齢者虐待への気付きを高める方策	
5	高齢者虐待に対する理解と認知度を上げるためのキャンペーンを実施する。
6	分野横断的な高齢者虐待に対する訓練を実施する。
7	経済的虐待への法執行機関の対処を強化する。
8	APS、緊急時対応要員などの認知症及び経済的搾取の検知能力を高める。

(出典) EJCC の提言 (Elder Justice Coordinating Council, “Eight(8) Recommendations for Increased Federal Involvement in Addressing Elder Abuse, Neglect and Exploitation.” Administration for community Living website <https://www.acl.gov/sites/default/files/programs/2016-09/Eight_Recommendations_for_Increased_Federal_Involvement.pdf>) を基に筆者作成。

(18) Kathleen H. Wilber et al., “Elder Abuse Forensic Center Development & Evaluation: A Toolkit,” December 2014, pp.2-3. <http://secureoldage.usc.edu/resourcefiles/E AFC_Development_Evaluation_Toolkit.pdf>

(19) APS の概要については次の文献を参照。多々良 前掲注(3), pp.345-346; 前田 前掲注(9), pp.47-60.

(20) Social Services Amendments of 1974, Pub. L. No. 93-647, 88 Stat. 2337-2361 (1975).

(21) Elder Justice Coordinating Council, “Eight(8) Recommendations for Increased Federal Involvement in Addressing Elder

(2) 連邦議会上院のレポート

連邦議会上院では、第 114 議会期の 2016 年 7 月に、高齢者虐待防止及び訴追法案 (S.3270) が提出された。同法案は、期限切れで廃案となったが、次の第 115 議会期 (2017-18 年) にも同じ内容で提案された。この法案の審査報告書⁽²²⁾では、法案提案の背景となる高齢者虐待に関する現状が次のように説明されている。

(i) 訓練の不足

報告書は、会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) のレポートを紹介し、高齢者に対する経済的搾取の捜査及び起訴に関して専門的な技術と知識が必要であるが、それらに関わる者はほとんど訓練を受けず十分な知識を持っていないとして、専門家を養成するための訓練の必要性を述べている。

(ii) データの不足

高齢者虐待のデータについては、EJA 法の成人保護サービスへの助成プログラムの規定において、保健福祉省は毎年データを収集して公表することが定められているが、実際には同省に報告されない事例が多い。高齢者虐待について報告されたのは 14 件中 1 件であり、さらに経済的搾取については、44 件中 1 件のみが報告されたという調査結果についても言及している。また司法省 (Department of Justice) は、経済的搾取の全国的なデータを集計していないため、包括的な実態把握ができていない状況である。

(iii) 連邦機関及び州との連携の不足

高齢者虐待、特に経済的搾取に効果的に対処するには、連邦及び州レベルでの連携が必要である。EJCC も提言などを行っているが、会計検査院は、全国的かつ明確な戦略がないと報告している。

連邦機関による包括的な実態把握ができない中で、幾つかの民間の調査によれば、アメリカ全土で毎年、高齢者の約 10% (約 500 万人) が虐待を受けており、特に経済的搾取は増加している。2011 年の調査⁽²³⁾では、被害は毎年 29 億ドル⁽²⁴⁾に上るとされ、2015 年の別の調査⁽²⁵⁾では、被害は毎年 360 億ドルにもなると報告されている。

2 高齢者虐待防止及び訴追法の概要

高齢者虐待防止及び訴追法法案は、上下両院で超党派の支持を受け、2017 年 10 月 18 日に「高齢者虐待防止及び訴追法」(以下「EAPPA 法」)として成立した。この法律は、全 5 編 14 か条から成り、各編の概要は次のとおりである。

Abuse, Neglect and Exploitation.” Administration for community Living website <https://www.acl.gov/sites/default/files/programs/2016-09/Eight_Recommendations_for_Increased_Federal_Involvement.pdf> この提言は、その後 2014 年の EJCC の報告書 (*The Department of Health and Human Services Elder Justice Coordinating Council: 2012-2014 Report to Congress.*) にも記載されている。

(22) Committee on Judiciary, *Elder Abuse Prevention and Prosecution Act*, S. Rep. No. 115-9, GPO, 2017, pp.2-4. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-115srpt9/pdf/CRPT-115srpt9.pdf>>

(23) MetLife Mature Market Institute et al., “The MetLife Study of Elder Financial Abuse: Crimes of Occasion, Desperation, and Predation against America’s Elders,” June, 2011, p.7. <<https://www.metlife.com/assets/cao/mmi/publications/studies/2011/mmi-elder-financial-abuse.pdf>>

(24) 1 ドルは 108 円 (平成 30 年 4 月分報告省令レート)。

(25) True Link, “The True Link Report on Elder Financial Abuse 2015,” January, 2015, p.11. <<http://documents.truelinkfinancial.com/True-Link-Report-On-Elder-Financial-Abuse-012815.pdf>>

(1) 定義

EAPPA 法の第 2 条において、「高齢者虐待」とは高齢者に対する虐待、放置、搾取を意味すると定義される。「高齢者」「虐待」「放置」及び「搾取」の定義は、社会保障法第 2011 条⁽²⁶⁾によっており、「高齢者」は 60 歳以上の個人、「虐待」は、身体的又は心理的な傷害を故意に負わせること、又は必要不可欠な要求等を故意に奪うこと、「放置」は、高齢者の健康又は安全の維持に必要な物品やサービスの提供をしないこと、「搾取」は介護人等が高齢者の資源を違法に若しくは不適切に使うこと、と規定されている⁽²⁷⁾。

(2) 第 I 編：高齢者公正に関わる連邦事件への支援

第 I 編は全 1 か条から成り、連邦諸機関、特に司法省における高齢者虐待に対する取組を規定する。まず、司法長官は、連邦司法管轄区⁽²⁸⁾ごとに少なくとも 1 名の高齢者公正調整官を連邦検事補佐から任命する。高齢者公正調整官は、①高齢者虐待に関する法律顧問 (legal counsel) となること、②高齢者虐待事件の訴追に関する支援を行うこと、③高齢者虐待に関する地域社会への啓もう活動を実施すること、④第 II 編で規定する高齢者虐待に関する情報収集の取組を行うことを規定する。また、司法長官は、連邦捜査局 (FBI) 捜査官に対して、高齢者虐待に関連する犯罪対処のための定期的かつ包括的な訓練プログラムを実施する。(第 101 条(a)項)

そのほか、司法省内及び連邦取引委員会 (FTC) 内にも高齢者公正調整官を置く。それぞれの高齢者公正調整官は、各機関の高齢者公正に関連する業務の執行及び政策活動の調整を任務とする (同条(b)項及び(c)項)。ただし、これらの施策には追加の予算は充てられない (同条(d)項)。

(3) 第 II 編：データ収集の改善及び連邦の調整

第 II 編は全 2 か条から成り、高齢者虐待に関するデータ収集の改善について規定する。司法長官は、連邦、州及び地方の各レベルの法執行機関と協議して、高齢者虐待を対象としたデータ収集のためのベストプラクティスを策定し、それを各レベル政府に普及させるための技術的援助を行う (第 201 条)。さらに、司法省と保健福祉省は協力して、高齢者虐待に関する統計データを収集し、それらを司法省のウェブサイトで公開する (第 202 条)。

(4) 第 III 編：高齢者虐待を受けた者に対する被害者援助の強化

第 III 編は全 2 か条から成る。まず、連邦議会における高齢者虐待に対する認識を示す。高齢者虐待の多くは報告されないが、少なくとも毎年 29 億ドルが経済的虐待及び搾取により失われ、虐待を受けた高齢者の早期死亡率は、受けない者の 3 倍であることを事実として認定し、高齢者虐待の予防、被害者の保護及び虐待をした者に対する多方面の取組を支援する (第 301 条)。その上で、第 II 編で規定したデータ収集の開始後、司法省犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime) 長は、同室が管理する犯罪被害者基金から高齢者が被害者である事件に対して行う援助、補償等の分析、及び被害者支援向上のための提言を含めた年次報告書を議会に提出する (第 302 条)。

(5) 第 IV 編：2017 年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法

第 IV 編は全 4 か条から成り、独立して、「2017 年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法」⁽²⁹⁾とし

(26) 社会保障法第 2011 条 (合衆国法典第 42 編第 1397j 条) は EJA 法により新たに規定された。

(27) 高齢者虐待の定義は州によっても異なる。

(28) 連邦司法管轄区 (Federal judicial district) とは、アメリカ国内に 94 ある連邦地方裁判所の管轄区を指す。管轄区ごとに 1 名の連邦検事 (United States Attorney) と複数名の連邦検事補佐 (Assistant U.S. Attorney) が置かれる。

(29) Robert Matava Elder Abuse Prosecution Act of 2017. ロバート・マタバ (Robert Matava) は第二次世界大戦の退役軍人。息子により財産を搾取され、家庭からも追い出されて 2011 年に 90 歳で亡くなった。その事件がこの法律制

て引用することができる（第 401 条）。この編では主に電話勧誘詐欺等の定義の拡大及び罰則の強化、司法省から州に対する援助について規定する。

まず第 402 条で、合衆国法典第 18 編（犯罪及び訴訟手続）の第 113A 章（電話勧誘詐欺）を改正し、勧誘の定義に電話による勧誘だけではなく、電子メール、テキストメッセージ等の手段を追加し、勧誘の類型も追加した。また、このような詐欺行為で有罪となった者について、犯罪に用いた設備、ソフトウェア等及びそれによって得た財を連邦政府が強制的に没収できる条が追加された。⁽³⁰⁾

司法省は、保健福祉省及び EJCC と協力して、州及び地方自治体に対して高齢者虐待⁽³¹⁾に対処し、被害者を支援するための情報、訓練及び技術的援助を提供しなければならない（第 403 条）。また、連邦議会は、複数の州が高齢者の安全と福祉（well-being）のために、協力的な取組及び相互援助をする協定を結ぶことを認め、州司法機関がこれらの協定締結のために必要な立法提案をすることを規定する（第 404 条）。

(6) 第 V 編：雑則

保健福祉省による助成プログラムに、後見人又は財産管理人（conservatorship）を任命する手続等を州の最高裁判所が評価し向上させるプログラムを追加している。なお、助成を受ける州の最高裁判所は、州の高齢者支援機関と協力することも規定している（第 501 条）。

また、会計検査院に対して、法律の施行日から 18 か月以内に、高齢者公正に関する刑事司法制度を評価し、議会に対して提言をすること、国際的な麻薬取引や国際犯罪組織等によって悪用されたために国外で収監された高齢者の状況、合衆国内で係争中の高齢者虐待事件の年間の件数などに対する連邦政府の監視の取組状況を報告することを求める（第 502 条）。

おわりに

アメリカでも高齢化は進んでおり、連邦商務省国勢調査局の 2014 年の報告によれば、2012 年の高齢者（統計上は 65 歳以上）は、4315 万人（全人口比 13.7%、括弧内は以下同じ）であったが、2020 年には 5597 万人（16.8%）、2050 年には、8374 万人（20.9%）へと増加することが予想されている⁽³²⁾。このような状況下で、増加する高齢者虐待への適切な対処が求められている。

EAPPA 法の成立に関してあまり大きな報道はなされていないが、この法律は、トランプ（Donald Trump）大統領就任 1 年目である 2017 年において、超党派の議員の支持を得て成立した数少ない法律の一つであり、高齢者虐待に対処する法律としては、2010 年の EJA 法以来の大きな成果であると評価されている。2018 年 1 月の時点で複数の機関では高齢者公正調整官の任命が進ん

定の契機の一つとなっている。Mark Davis, “Connecticut man’s story prompts bipartisanship in Washington,” August 4, 2017. wtnh.com website <<http://wtnh.com/2017/08/04/connecticut-mans-story-prompts-bipartisanship-in-washington/>>

(30) 合衆国法典第 18 編第 113A 章は、改正前は第 2325 条（定義）、第 2326 条（罰則の強化）、第 2327 条（強制的返還）の 3 か条から成っていた。今回の改正により、タイトルが「電話勧誘または電子メール勧誘詐欺」と改められ、第 2325 条の定義規定において、電話勧誘の類型として、金融収益への投資、商機への参加、融資への関与、詐欺的な医学研究等への参加が追加された。なお、第 2326 条では、このような電話勧誘を用いた犯罪に対して、刑期を最大 5 年追加し、更に 55 歳以上の者を対象とした場合には最大 10 年が追加されること、第 2327 条では、被告に対して被害者への被害額の返還を命ずることが規定されている。今回追加された強制的没収は、新たに第 2328 条として規定されたものである。

(31) この条においては、高齢者虐待には、第 2 条の定義に加えて詐欺が含まれている。

(32) Jennifer M. Ortman et al., “An Aging Nation: The Older Population in the United States,” May, 2014, p.6, United States Census Bureau website <<https://www.census.gov/prod/2014pubs/p25-1140.pdf>>

であり、彼らにより高齢者虐待の問題に対する認知度が高まることが期待されている。⁽³³⁾

EJA法、EAPPA法の成立により連邦法の整備が進められた。高齢者虐待に対する公衆衛生分野、社会サービス分野及び刑事司法分野において、今後の着実な実施と成果が求められる。

(はらだ けいこ)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在職中に執筆したものである。)

(33) Mark Hay, "The Actually Great Bill Trump Signed His First Year," 2018.1.18. Vice website <https://www.vice.com/en_us/article/ev58ap/trumps-best-bill-trumpweek>

高齢者虐待防止及び訴追法

Elder Abuse Prevention and Prosecution Act

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子訳

【目次】

- 第 I 編 高齢者公正に関わる連邦事件への支援
- 第 II 編 データ収集の改善及び連邦の調整
- 第 III 編 高齢者虐待を受けた者に対する被害者援助の強化
- 第 IV 編 2017 年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法
- 第 V 編 雑則

第 1 条 略称; 目次

(a) 略称

この法律は、「高齢者虐待防止及び訴追法」と引用することができる。

(b) 目次

この法律の目次は、次のとおりとする⁽¹⁾。

第 2 条 定義

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「虐待」「成人保護サービス」「高齢者」「高齢者公正」「搾取」「法執行 [機関]」及び「放置」には、社会保障法第 2011 条（合衆国法典第 42 編第 1397j 条）において当該用語に付与された意義⁽²⁾を有する。

* 本稿は、2017 年 10 月 18 日に成立した高齢者虐待防止及び訴追法（Elder Abuse Prevention and Prosecution Act, Pub. L. No. 115-70, 131 Stat. 1208-1217 (2017). <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ70/pdf/PLAW-115publ70.pdf>> を訳出したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 4 月 13 日である。また、原文が全て大文字かつ太字の部分はゴシック、原文が全て大文字の部分は太字で表示した。（ ）は原注であり、[] は訳者による補足である。脚注も全て訳者によるものである。

(1) 目次は省略した。

(2) 合衆国法典第 42 編第 1397j 条は 2009 年高齢者公正法（Elder Justice Act of 2009, Pub. L. No. 111-148, 124 Stat. 782-804 (2010). 以下「EJA 法」）により新たに規定されたもので、各用語は次のように定義されている。

- ・虐待 (abuse) とは、身体的又は心理的な傷害を故意に負わせ、又は必要不可欠な欲求若しくは身体的若しくは心理的な傷害を回避するために必要な物品若しくはサービスを故意に奪うことをいう。
- ・成人保護サービス (adult protective services) とは、次に掲げるサービスを含む保健福祉長官が指定する成人に対して提供されるサービスをいう。(A) 成人への虐待、放置又は搾取の報告を受けること、(B) (A)に規定する報告の調査をすること、(C) ケースプランニング、監視、評価並びにその他のケースワーク及びサービス、(D) 医療、社会サービス、経済、法、住宅、法執行又はその他の保護的、緊急的若しくは支援的サービスを提供し、準備し又は促進すること。
- ・高齢者 (elder) とは、60 歳以上の個人をいう。
- ・高齢者公正 (elder justice) とは、(A) 社会的な観点からは、(i) 高齢者虐待、放置及び搾取の防止、発見、取扱、介入及び訴追、(ii) 心神耗弱した高齢者を、その自立を最大化して保護するよう努めること、(B) 個人の観点から、虐待、放置及び搾取を受けない権利を含む、高齢者の権利を認めることをいう。
- ・搾取 (exploitation) とは、金銭的若しくは個人的な便益、利益若しくは利得のために高齢者の資源を使い又は結果的に高齢者が便益、資源、所持品及び資産を正当に利用し若しくは使用することを妨げる介護者若しくは受託者を含む個人による詐欺的又はその他違法な、不正な若しくは不適切な行動又は手続をいう。
- ・法執行 [機関] (law enforcement) とは、次に掲げるものを含む、あらゆる種類の高齢者虐待、放置及び搾取への応答をする可能性のあるものをいう。(A) 警察官、保安官、刑事、公安官及び矯正官、(B) 検察官、(C) 監察医、

- (2) 「高齢者虐待」には、高齢者の虐待、放置及び搾取を含む。
- (3) 「州」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州及びその他の合衆国の海外領土又は属領地をいう。

第 I 編 高齢者公正に関わる連邦事件への支援

第 101 条 高齢者公正に関わる連邦事件への支援

(a) 支援及び援助

(1) 高齢者公正調整官

司法長官は、連邦司法管轄区⁽³⁾ごとに、当該管轄区の高齢者公正調整官として活動するために 1 名以上の連邦検事補佐を任命しなければならないが、その者は、その他の任務に加えて次に掲げる事項について責任を負う。

- (A) 高齢者虐待に関する事項について、当該連邦司法管轄区の法律顧問として活動すること。
- (B) 高齢者虐待事件の訴追又は訴追の援助をすること。
- (C) 高齢者虐待に関する社会への働き掛け及び啓もう活動を実施すること。
- (D) 第 202 条の規定に基づいて必要とされるデータの収集を保証すること。

(2) 捜査の支援

司法長官は、連邦捜査局長官と協議して、高齢者虐待に関する犯罪について、当該犯罪の捜査及び訴追並びに高齢者虐待に関する法執行に関し、連邦捜査局 [FBI] の捜査員を訓練するために、次に掲げる内容を含む、定期的かつ包括的な訓練プログラムの実施を保証しなければならない。

- (A) 高齢者虐待の被害者との意思疎通及び援助のための専門的な戦略
- (B) 高齢者虐待に関する法医学の訓練

(3) 資源グループ

司法長官は、連邦検察官事務局⁽⁴⁾を通じて、全米で、高齢者虐待に関する事件の立件において検察官を援助するために、知識、経験、訴答書面の見本及びその他事件文書、訓練資料及びその他資源共有を促進する資源グループの運営を保証しなければならない。

(4) 司法長官の連邦検察官諮問委員会の高齢者公正作業グループ又は小委員会の任命

この法律の制定日から 60 日以内に、司法長官は、連邦検察官事務局長と協議して、高齢者虐待に関する司法省の政策について司法長官に助言する目的で、連邦規則集第 28 編第 0.10 条⁽⁵⁾又はその後継規定に基づいて設置された司法長官の連邦検察官諮問委員会に、小

(D) 捜査官、(E) 検視官

・放置 (neglect) とは、(A) 介護者又は受託者が高齢者の健康又は安全を維持するため必要な物品若しくはサービスを提供しないこと及び(B) 自己放置 (セルフネグレクト) をいう。

(3) 連邦司法管轄区 (Federal judicial district) とは、アメリカ国内に 94 ある連邦地方裁判所の管轄区を指す。管轄区ごとに 1 名の連邦検事 (United States Attorney) と複数名の連邦検事補佐 (Assistant U.S. Attorney) が置かれる。

(4) 連邦検察官事務局 (Executive Office for United States Attorneys: EOUSA) は、1953 年に司法長官命令 No.8-53 により設立され、連邦司法管轄区に対し、行政上の支援を行う機関である。"Executive Office for United States Attorneys." Department of Justice website <<https://www.justice.gov/usao/eousa>>

(5) 連邦規則集第 28 編第 0.10 条法は、司法長官の連邦検察官諮問委員会 (Attorney General's Advisory Committee of U.S. Attorneys) について定める。司法長官は、連邦司法管轄区の地域性、規模などで偏りがないように選考して連邦から委員を任命する。諮問委員会は、司法省の政策等について勧告を行う。EOUSA が諮問委員会の事務局を務める。

委員会又は作業グループを設置しなければならない。

(b) **司法省高齢者公正調整官**

この法律の制定日から 60 日以内に、司法長官は、司法省内に高齢者公正調整官を任命しなければならない。その者は、その他の任務に加えて次に掲げる事項について責任を負う。

- (1) 高齢者公正の問題に関する司法省の法執行の取組及び政策活動を調整し、及び支援すること。
- (2) 法執行官、検察官、裁判官、緊急時対応要員、被害者サービス・成人保護サービス・社会サービス及び公共安全維持に従事する者、医療従事者、精神保健従事者、金融サービス従事者並びに業務上次に掲げる行為を行う方法に関して高齢者虐待と接触があるその他の者のために、ベストプラクティスを決定するための訓練モデルを評価し、並びに応答ガイド及び訓練資料を作成し又は編集し、及び一般公衆の利用に供すること。
 - (A) 高齢者虐待事件の捜査の実施
 - (B) 証拠に係る問題及びその他法律的問題への対処
 - (C) 行政、民事及び刑事裁判手続を含む高齢者虐待事件における被害者及び証人に対する適切な評価、対応及び応答
- (3) 高齢者虐待の理解、防止及び発見並びに〔高齢者虐待への〕対応の強化に関連して司法長官が必要であると判断するその他任務を遂行すること。

(c) **連邦取引委員会**

(1) **連邦取引委員会高齢者公正調整官**

この法律の制定日から 60 日以内に、連邦取引委員会委員長は、連邦取引委員会消費者保護局内に、高齢者公正調整官を任命しなければならない。その者は、その他の任務に加えて次に掲げる事項について責任を負う。

- (A) 高齢者公正の問題に対する連邦取引委員会による執行及び消費者教育の取組並びに政策活動を調整し、及び支援すること。
- (B) 高齢者公正の問題に対する連邦取引委員会の執行及び消費者教育の取組並びに政策活動に関する事項について、個人、地方自治体、州及び他の連邦機関に対する中央連絡窓口として活動し、又は〔中央連絡窓口が〕利用可能であることを保証すること。

(2) **連邦議会への報告**

この法律の制定日から 1 年以内に及びそれ以降は毎年 1 回、連邦取引委員会委員長及び司法長官はそれぞれ、上院司法委員会及び下院司法委員会に対して、前年における、被害者の 1 名以上が高齢者であり、又は高齢者を直接標的としたか若しくは主に高齢者に影響を与えたかいずれかの金銭上の陰謀若しくは詐欺に関わる事件に際して連邦取引委員会及び司法省が行った執行に係る措置を詳述した報告書を提出しなければならない。その報告書には、個別に次に掲げる情報を含む。

- (A) 事件が発生した管轄区の名称
- (B) 事件名及び事件番号を含む事件を特定する情報
- (C) 当該陰謀又は詐欺の記述
- (D) 当該事件の結果

(d) **歳出予算に計上された資金の使用**

この条の遂行のために追加の資金を歳出予算に計上することは承認されない。

第Ⅱ編 データ収集の改善及び連邦の調整

第 201 条 地方、州及び連邦のデータ収集に関するベストプラクティスの策定

(a) 総則

司法長官は、連邦、州及び地方の法執行機関と協議して、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 高齢者虐待を対象としたデータ収集のためのベストプラクティスの策定
- (2) 第(1)号の規定に基づいて策定されたベストプラクティスを適用する際の州、地方及び部族政府への技術的援助の提供

(b) 期限

この法律の制定日から1年以内に、司法長官は、(a)項第(1)号の規定に基づいて策定されたベストプラクティスを、司法省のウェブサイト一般に公開する方法で公表しなければならない。

(c) 限定

この条のいかなる規定も、(a)項第(1)号の規定に基づいて策定されるベストプラクティスの遵守を要求し、又は義務付けるものと解釈されてはならない。

第 202 条 効果的な機関間の調整及び連邦のデータ収集

(a) 総則

司法長官は、保健福祉長官と協議して、毎年、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 連邦の法執行機関、必要に応じて他の機関、及び連邦検察官事務所から、1名若しくはそれ以上の被害者が高齢者である事件若しくは捜査、又は高齢者を直接標的としたか若しくは主に高齢者に影響を与えたかいずれかの金銭上の陰謀若しくは詐欺に関わる事件若しくは捜査を含む高齢者虐待事件に関する統計データを収集すること。
- (2) 次に掲げる内容を、司法省のウェブサイト一般に公開する方法で公表すること。
 - (A) 第(1)号の規定に基づいて収集したデータの概要
 - (B) 連邦、州及び地方機関にわたってデータの報告を改善する方法の提言を含む、高齢者虐待に関する追加のデータ収集に対する提言

(b) 要件

(a)項第(1)号の規定に基づいて収集されるデータは、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 連邦法執行機関、必要に応じて他の機関及び連邦検察官事務所により開始された高齢者虐待に関する捜査の総数
- (2) 連邦裁判所に提訴された高齢者虐待事件の総数及び種類
- (3) 第(2)号に記された個別の事件について、次に掲げる事項
 - (A) 事件が発生した管轄区の名称
 - (B) 事件名及び事件番号を含む事件を特定する情報
 - (C) 高齢者虐待を生じさせた1又は複数の行為の記述
 - (D) 陰謀又は詐欺事件の場合には、高齢者虐待を生じさせた当該陰謀又は詐欺の記述
 - (E) 高齢者虐待の加害者の情報
 - (F) 当該事件の結果

(c) 保健福祉省への要件

保健福祉長官は、毎年、成人保護サービスが調査した高齢者虐待事件に関連して〔保健福祉〕長官が収集したデータを、司法長官に提供しなければならない。当該データは、(a)項第(2)号の規定に基づいて公表される概要に含めなければならない。

(d) 個別データに関する禁止

この条の規定に基づいて報告される情報には、特定の個人を識別できるデータを含んではならない。

第三編 高齢者虐待を受けた者に対する被害者援助の強化

第 301 条 連邦議会上院の認識

(a) 事実認定

連邦議会上院は、次の事実を認定する。

- (1) 合衆国における高齢者への虐待、放置及び搾取事件の大部分は、明らかにならず、かつ報告されない。
- (2) 毎年、少なくとも 29 億ドル⁽⁶⁾が、経済的虐待及び搾取により高齢者から奪われている。
- (3) 高齢者虐待、放置及び搾取には境界はなく、人種的、社会的、階級的、性別及び地域的境界線の全てを越える。
- (4) 虐待を受けた高齢者は、虐待を受けていない同年齢の高齢者に比べて早期死亡の可能性が 3 倍である。
- (5) 認知症の高齢者の半数が、虐待を経験することになる。

(b) 連邦議会上院の認識

次に掲げる事項は、連邦議会上院の認識である。

- (1) 高齢者虐待は、被害者及びその愛する者たちの身体、精神、感情及び経済に破壊的な結果をもたらす潜在的に脆弱な個人への搾取を含む。
- (2) アメリカの高齢者に対するこのような侮辱と戦うため、高齢者虐待の被害者支援及び初期段階での虐待発生防止のために可能な全てのことを実施しなければならない。
- (3) 連邦議会上院は、高齢者虐待及び搾取を防止するため、更なる被害から高齢者虐待及び搾取の被害者を保護するため、及び当該犯罪の加害者に正義をもたらすための多方面の取組を支援する。

第 302 条 報告

(a) 総則

第 202 条(a)項第(1)号の規定に基づく統計データの収集開始の日から 1 年以内に、及びそれ以降は毎年 1 回、犯罪被害者対策室長は、上院司法委員会及び下院司法委員会に対して、1984 年犯罪被害者法（合衆国法典第 42 編第 10601 条以下）⁽⁷⁾の規定に基づく高齢の犯罪被害者のための基金の性質・規模及び額について、データが入手可能である限り、明示する報告

(6) 1 ドルは 108 円（平成 30 年 4 月分報告省令レート）。

(7) 1984 年犯罪被害者法（Victims of Crime Act of 1984, Pub. L. No. 98-473, 98 Stat. 2170-2178 (1984).）は、当初は合衆国法典の第 42 編第 10601 条以下に組み込まれたが、現在は、合衆国法典第 34 編第 20101 条以下に移されている。第 20101 条は、罰金を基とする犯罪被害者基金（Crime Victims Fund）の設立を規定する。また、この基金は、犯罪被害者対策室（Office for Victims of Crime）が管理する（同編第 20111 条）。

書を提出しなければならない。

(b) 内容

(a)項の規定に基づいて求められる報告書には、次に掲げる内容を含めなければならない。

- (1) 被害者援助、被害者への補償及び高齢者虐待の被害者（経済的虐待、経済的搾取及び高齢の詐欺の被害者を含む）が受け取る援助に対する任意の助成金の分析
- (2) 高齢者虐待の被害者へのサービスを改善させるための提言

第IV編 2017年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法

第401条 略称

この編は、「2017年ロバート・マタバ⁽⁸⁾高齢者虐待訴追法」と引用することができる。

第402条 高齢者を狙った電話勧誘及び電子メール勧誘詐欺に対する罰則の強化

(a) 総則

合衆国法典第18編第113A章⁽⁹⁾を次のように改める。

- (1) 章のタイトルにおいて、「電話勧誘」の次に「及び電子メール勧誘」を加える。
- (2) 第2325条を削除して、次の1条を加える。

「第2325条 定義

この章において、「電話勧誘又は電子メール勧誘」の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 計画、プログラム、プロモーション若しくはキャンペーンを実施する者、又は購入予定者、コンテスト若しくはくじの参加者、慈善的貢献者、寄付者若しくは投資家のいずれかによって、1又は複数の州間電話、電子メール、テキストメッセージ又は電子インスタントメッセージを使用して、次に掲げる事項のいずれかに誘導するよう実施された計画、プログラム、プロモーション又はキャンペーンを意味する。
 - (A) 物品又はサービスの購入
 - (B) コンテスト又はくじへの参加
 - (C) 金銭又はその他価値のあるものの慈善的貢献、寄付又は寄贈
 - (D) 金融利益のための投資
 - (E) 商機への参加
 - (F) 融資への関与
 - (G) 詐欺的な医学研究、調査研究又は予備的研究への参加
- (2) 勧誘をする者が、顧客に対して電話、電子メール、テキストメッセージ又は電子インスタントメッセージにより勧誘するのではなく、文書（紙媒体であるか電子媒体であるかを問わない）への応答時に顧客により発せられた州間電話、電子メール、テキストメッセー

(8) ロバート・マタバ (Robert Matava) は第二次世界大戦の退役軍人。息子により財産を搾取され、家庭からも追い出されて2011年に90歳で亡くなった。その事件がこの法律制定の契機の一つとなっている。Mark Davis, "Connecticut man's story prompts bipartisanship in Washington," August 4, 2017. wtnh.com website <<http://wtnh.com/2017/08/04/connecticut-mans-story-prompts-bipartisanship-in-washington/>>

(9) 合衆国法典第18編（犯罪及び刑事手続）第113A章（電話勧誘詐欺）は、改正前は第2325条（定義）、第2326条（罰則の強化）、第2327条（強制的返還）の3か条から成っていた。今回の改正により、タイトルが「電話勧誘又は電子メール勧誘詐欺」と改められ、第2325条の定義規定において、電話勧誘の類型として、金融収益への投資、商機への参加、融資への関与、詐欺的な医学研究等への参加が追加された。なお、第2326条では、このような電話勧誘を用いた犯罪に対して刑期を最大5年追加し、更に55歳以上の者を標的とした場合には最大10年追加すること、第2327条では、被告に対して被害者への被害額の返還を命ずることが規定されている。

ジ又は電子インスタントメッセージを受けるだけであって、かつ、それらの州間電話、電子メール、テキストメッセージ又は電子インスタントメッセージへの応答時に追加的な勧誘を行わない場合には、次に掲げる事項に該当するカタログ若しくはパンフレットの投函、出版又は郵送を通じた勧誘は含まない。

- (A) 物品、サービス又はその他機会の提供の記述若しくは挿画を含むもの
- (B) 勧誘者の業務上の住所を含むもの
- (C) 複数のページの文書又は挿画を含むもの
- (D) 年に1度以上の頻度で刊行されたもの」

(3) 第 2326 条において、第(1)号の前を次のように改める。

- (A) 「又は第 1344 条」を削除し、「第 1344 条若しくは第 1347 条又は社会保障法第 1128B 条（合衆国法典第 42 編第 1320a-7b 条）」を挿入する。
- (B) 「電話勧誘」の次に「又は電子メール勧誘」を挿入する。

(4) 最後に次の 1 条を挿入する。

「第 2328 条 強制的没収

(a) 総則

裁判所は、第 2326 条の規定に基づいて強化された罰則が科される犯罪で有罪となる被告に判決を下す際には、次に掲げるものを連邦政府が被告から没収することを命じなければならない。

- (1) 当該犯罪から得られた総収益を構成する、又はその起因となるあらゆる不動産又は動産
- (2) 当該犯罪を実施し、又は促進するために用いられ又は用いることを意図したあらゆる設備、ソフトウェア又はその他技術

(b) 手続

規制物質法第 413 条（合衆国法典第 21 編第 853 条）⁽¹⁰⁾の(d)項以外、及び連邦刑事訴訟規則の規則第 32.2 に明記された手続を、この条の規定に基づく犯罪の没収手続の全ての段階に適用しなければならない。」

(b) 技術的及び適合改正

- (1) 合衆国法典第 18 編第 1 部の最初の章の目次において、第 113A 章に関する項目を削除し、次の項目を挿入する。

「第 113A 章. 電話勧誘又は電子メール勧誘詐欺 第 2325 条」

- (2) 合衆国法典第 18 編第 113A 章の条の目次において、第 2327 条に関する項目の次に次を加える。

「第 2328 条 強制的没収」

第 403 条 州に対する訓練及び技術援助

司法長官は、保健福祉長官と協議して、かつ高齢者公正調整委員会（社会保障法第 2021 条（合衆国法典第 42 編第 1397k 条）⁽¹¹⁾の規定に基づいて設置）と連携して、次に掲げる事項に

(10) 規制物質法（Controlled Substances Act, Pub. L. No. 91-513, 84 Stat. 1236-1296 (1970).）は 1970 年に制定された。同法第 413 条は、1984 年の改正（Pub. L. No. 98-473）により挿入され、強制的没収の対象や手続などを規定する。

(11) 社会保障法（Social Security Act, Pub. L. No. 74-271, 49 Stat. 620-2492 (1935).）第 2021 条（42 USC § 1397k）は、EJA 法により新たに規定されたもので、高齢者公正調整委員会（Elder Justice Coordinating Council: EJCC）について規定する。EJCC は、各省の長官（又は代理）を構成員として保健福祉省の下に置かれ、連邦各省に対する高齢者虐待への対応の提言及び隔年での連邦議会への報告を行う。

対処する州及び地方自治体を援助するために、資料及び情報を作成し、編集し、評価し、及び配布し、並びに必要な訓練及び技術的援助を提供しなければならない。

(1) 次に掲げる犯罪の捜査、訴追、訴訟追行、防止、理解及び影響の軽減

- (A) 高齢者に対する身体的、性的及び心理的虐待
- (B) 高齢者を標的とした経済的虐待及び詐欺を含む高齢者の搾取
- (C) 高齢者の放置

(2) 高齢者虐待の被害者の身体的及び心理的外傷の評価、対応及び軽減

第 404 条 州間イニシアチブ

(a) 州間合意及び協定

連邦議会は、2 又はそれ以上の州（成人保護サービスを管轄する州の機関を通じて〔協働して〕活動する）が、次に掲げる事項に関して協力的な取組及び相互援助をする合意又は協定を結ぶことに対して承諾する。

- (1) 高齢者の安全及び福祉の向上
- (2) 当該安全及び福祉の向上に対する個別の法及び政策の実施

(b) 州間コミュニケーションに対する提言

州司法機関⁽¹²⁾の執行役員は、州又は地方の成人保護サービス、高齢者、社会及び福祉サービス並びに法執行機関、刑事司法機関間データ共有に専門性を有し、かつ高齢者虐待事件で提起された問題に精通する全国的に認定された非営利団体並びに保健福祉長官と協議して、州間合意又は協定の促進に関する立法提案を連邦議会に対して提出しなければならない。

第 V 編 雑則

第 501 条 2009 年高齢者公正法の規定に基づく裁判所が任命する後見人監督の活動

社会保障法第 2042 条(c)項（合衆国法典第 42 編第 1397m-1 条(c)項⁽¹³⁾）を、次のように改める。

- (1) 第(1)号中、「州」の後に「(及び、第(2)号(E)に規定する実証プログラムの場合には、州の最高裁判所に対して)」を挿入する。
- (2) 第(2)号中の文言を次のように改める。
 - (A) (A)の前、「地方自治体」の後に、「(及び(E)に規定する実証プログラムの場合には、州の最高裁判所)」を挿入する。
 - (B) (D)中、セミコロンの後の“又は”を削除する。
 - (C) (E)を(F)と改める。
 - (D) (D)の後に、次の新しいサブパラグラフを挿入する。

「(E) 第(3)号の規定に従うプログラムであって、裁判所が指定する後見人及び財産管理

(12) 州司法機関 (State Justice Institute) は、1984 年州司法機関法 (State Justice Institute Act of 1984, Pub. L. No. 98-620, 98 Stat. 3336-3346 (1984).) により規定された。州司法機関は民間非営利団体であり、資金提供により州の司法行政を支援する機関である。

(13) 社会保障法第 2042 条(c)項(42 USC § 1397m-1)も EJA 法により新たに規定されたもので、州及び地方が実施する成人保護サービスに対する助成金支給などを規定する。(c)項は州が実施する実証プログラムに対する助成金支給の規定である。新たに追加された (E) の他には、高齢者虐待の発見又は防止のための訓練モデル、高齢者の経済的搾取の発見又は防止方法、高齢者虐待の発見の方法などが規定されている。

人の任命及び当該者の実績の監督を含む、成年後見制度及び財産管理制度に関する手続の公正性、有効性、適時性、安全性、完全性及び利用可能性を評価するもの、並びに財産管理制度及び後見制度の届出手続を簡素化し、裁判所が、食い違いを確認し、被保護者に対する詐欺及び搾取を発見できるようにするために、評価の結果必要と判断された、全ての後見人及び財産管理人候補の身元調査の義務付け並びに年次会計報告及びその他財産管理制度及び後見制度に求められる届出を電子的に完成させ、届け出、評価することができるシステムの導入など改革を実行するもの。又は、

- (3) 第(3)号、第(4)号及び第(5)号を、それぞれ第(4)号、第(5)号及び第(6)号と改める。
- (4) 第(2)号の後に、次の新しい号を挿入する。

「(3) 裁判所が任命する後見人を監督する実証プログラムに対する要件

(A) 助成金支給

第(2)号(E)に規定する実証プログラムのための州の最高裁判所に対する助成金支給において、[保健福祉]長官は、司法長官及び1984年州司法機関法第203条（合衆国法典第42編第10702条）により設置された州司法機関の提言を考慮しなければならない。

(B) 協力

第(2)号(E)に規定する実証プログラムの実施のために助成金を支給された州の最高裁判所は、実証プログラムの実施に当たって、当該州の高齢者部局及び当該州の成人保護サービス機関と協力しなければならない。

- (5) 第(4)号中（この条第(3)号により改められた）、「州」の後に、「（及び、第(2)号(E)に規定する実証プログラムの場合には、州の最高裁判所）」を挿入する。
- (6) 第(5)号中（同様に改められた）、「州」の後にそれぞれ、「（又は、第(2)号(E)に規定する実証プログラムの場合には、州の最高裁判所）」を挿入する。

第502条 会計検査院の報告

(a) 高齢者公正の提言

この法律の制定日から18か月以内に、連邦会計検査院長は、高齢者公正に関連した連邦刑事司法における既存の連邦プログラム及び取組を評価し、次に掲げるものを議会に提出しなければならない。

- (1) 当該プログラム及び取組に関する報告書
- (2) 合衆国における高齢者公正を改善させるために適切であると会計検査院長が判断するあらゆる提言

(b) 高齢者虐待及び国際的犯罪活動に関する報告

この法律の制定日から18か月以内に、連邦会計検査院長は、次に掲げる内容を含む報告書を議会に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げるもの
 - (2) を監視する連邦政府の取組
 - (A) 世界的な薬物不正取引及びその他国際的犯罪活動における合衆国の高齢者の搾取
 - (B) 国際的犯罪活動による合衆国の高齢者の搾取が、当該合衆国市民の外国における収監をもたらした規模
 - (C) 合衆国内において係争中の高齢者虐待事件の年間総件数

(2) 国際的犯罪活動における高齢者虐待の犠牲者である合衆国市民のために、合衆国が外国高官に介入した結果

第 503 条 州及び地方の法執行機関への働き掛け

司法長官は、高齢者に対する州間及び国際的な経済的搾取事件の捜査及び訴追のために、連邦機関との協力に際して司法省が実施する州及び地方の法執行機関への働き掛けの取組を上院司法委員会及び下院司法委員会に対して、報告しなければならない。

第 504 条 モデル委任状法

司法長官は、高齢者虐待の防止のために、モデル委任状法を公表しなければならない。

第 505 条 後見人手続に関するベストプラクティス及びモデル法

司法長官は、高齢者虐待の防止のために、後見人制度に関する手続の改善のためのベストプラクティス及び後見人制度に関する手続に関するモデル法を公表しなければならない。

(はらだ けいこ)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在職中に執筆したものである。)